



熊本県公報

第12761号
平成30年9月28日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○物品売払代金の収納の事務委託	(森林整備課) 1
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課) 1
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録	(高齢者支援課) 2
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	(//) 2
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録	(//) 2
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	(//) 3
○物品売払代金の収納の事務委託	(森林整備課) 3
○有害興業の指定	(くらしの安全推進課) 3
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
○道路の区域変更	(//) 4
○道路の区域変更	(//) 4
○熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項	(商工振興金融課) 4
公 告	
○熊本都市計画地区計画の変更(嘉島町決定)	(都市計画課) 27
○建設業法第28条第3項の規定による処分	(監理課) 27
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課) 27
○農用地利用配分計画の認可	(//) 28
○農用地利用配分計画の認可	(//) 28
○農用地利用配分計画の認可	(//) 29
○農用地利用配分計画の認可	(//) 29
○公共測量の実施	(監理課) 29
○換地計画の決定	(農地整備課) 29
○換地計画の決定	(//) 30
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 30
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(//) 30
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(//) 30
登 載 依 頼	
○平成30年度第1回鹿本地区保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催	(鹿本地区保健医療推進協議会救急医療専門部会) 31
○熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部の開催	(社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局) 31
○平成30年度熊本県観光審議会の開催	(観光審議会) 32
○平成30年度熊本県肝炎対策協議会の開催	(肝炎対策協議会) 32
○熊本県立教育センター協議会の開催	(教育政策課) 32

告 示

熊本県告示第749号
 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次のとおり物品売払代金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。
 平成30年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
平成30年度県有林整備事業第2号業務委託による素材売払代金の収納の事務
- 2 委託の相手方
熊本市東区下南部二丁目1番55号 熊本県森林組合連合会
- 3 委託する期間
契約締結日の翌日から平成31年3月25日まで

熊本県告示第750号
 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定によ

り公示する。

平成30年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
GROWTH 菊池郡大津町大字杉水3421番地25	合同会社GROWTH H 菊池郡大津町大字高尾野850番地1 松下 明美	平成30年9月18日	435220 0325	指定児童発達支援

熊本県告示第751号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
医療法人社団鶴友会 熊本市東区保田窪本町10番地112	介護老人保健施設 メデイエイト鶴翔苑 熊本市東区保田窪本町10番地112	431100366	平成30年9月13日	介護老人保健施設

熊本県告示第752号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
医療法人社団鶴友会 熊本市東区保田窪本町10番地112	介護老人保健施設 メデイエイト鶴翔苑 熊本市東区保田窪本町10番地112	431100366	平成30年9月13日	介護老人保健施設

熊本県告示第753号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人熊本菊寿会 熊本市北区弓削四丁目8番1号	介護付き有料老人ホーム さわらびⅡ 熊本市北区弓削四丁目8番10号	431100367	平成30年9月13日	特定施設入居者生活介護

熊本県告示第754号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人熊本菊寿会 熊本市北区弓削四丁目8番1号	介護付き有料老人ホーム さわらびⅡ 熊本市北区弓削四丁目8番10号	431100367	平成30年9月13日	特定施設入居者生活介護

熊本県告示第755号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり物品売払代金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
平成30年度県有林整備事業第3号業務委託による素材売払代金の収納の事務
- 2 委託の相手方
熊本市東区下南部二丁目1番55号 熊本県森林組合連合会
- 3 委託する期間
契約締結日の翌日から平成31年3月25日まで

熊本県告示第756号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成30年9月20日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	神ってる快感 絶頂うねりびらき（オーピー） 痴漢と制服（新東宝映画） 悶絶上映 銀幕の巨乳（オーピー） 離婚妻狂乱 本能のまま快感（新日本映像） ひまわり Days 全身が性感帯（オーピー） ズームアップ ビニール本の女（新日本映像）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第757号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年9月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	高森竹田線	阿蘇市波野大字中江字上仁田水 183番5地先から 同所 184番地先まで	前	6.3 ～ 18.8	281.0	災害防除
			後	11.6 ～ 21.4		

2 区域を変更する期日 平成30年9月28日

熊本県告示第758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年9月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	深川津奈木線	葦北郡津奈木町大字岩城字塩鶴 1180番1地先から 同所 1180番1地先まで	前	6.1 ～ 7.0	22.3	災害復旧
			後	6.8 ～ 9.8		

2 区域を変更する期日 平成30年9月28日

熊本県告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年9月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字槻木 232番6地先から 同所 232番7地先まで	前	4.8 ～ 12.4	110.0	単道改
			後	5.4 ～ 16.2		

2 区域を変更する期日 平成30年9月28日

熊本県告示第760号

熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成30年9月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項
熊本県中小企業高度化資金貸付要項（平成2年熊本県告示第816号）の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「一般社団法人又は一般財団法人等」を「特定会社、一般社団法人等又は商工会等（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。）第3条第2項第1号に定めるものをいう。以下同じ。）に改め、「の各号」及び「この資金を」を削り、同条第2号中「一般社団法人又は一般財団法人等」を「特定会社、一般社団法人等又は商工会等」に改める。
第2条第1号ア（ア）中「独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。）第2条第1項第1号イ」を「政令第3条第1項第1号イ」に、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」に改め、「であって、知事が別途定める基準に適合するもの」を削り、同号ア（イ）中「第2条第1項第1号イ」を「第3条第1項第1号イ」に改め、「であって、知事が別途定める基準に適合するもの」を削り、同号イ中「第2条第1項第1号ロ」を「第3条第1項第1号ロ」に改め、「であって、知事が別途定める基準に適合するもの」を削り、同号ウ中

賃貸、交換又は譲渡」を削り、「別記第19号又は第20号様式」を「別記第18号様式」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(5) 借主又はその組合員等が貸付対象施設を賃貸、交換又は譲渡をしようとするとき(申請書は別記第19号様式)。

第24条第1項第8号中「別記第24号様式」を「別記第22号様式」に改め、同号ア中「合併した」を「合併する」に改め、同項第9号中「別記第24号様式」を「別記第22号様式」に改め、同条第2項中「経営診断又は診断助言等」を「診断」に改め、同条を第23条とする。

第25条中「別記第25号様式」を「別記第23号様式」に、「別記第26号様式」を「別記第24号様式」に改め、同条を第24条とする。

第26条第2項中「書類等」の次に「(次項において「帳簿等」という。)」を加え、同条を第25条とする。

第27条を第26条とする。

別表第1から別表4までを次のように改める。

別表第1 中小企業者に対する貸付け(第3条の2第1項関係)

貸付けの対象事業	貸付けの相手方	貸付けの対象施設	貸付けの条件			
			利率(年)	償還期間(据置期間を含む)	据置期間	貸付額
経営革新計画承認グループ事業	中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第8条第1項に規定する中小企業者が共同で行おうとする経営革新に関する計画であって同項の承認を受けたグループ事業(同法第9条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後によるもの。以下「経営革新計画承認グループ事業」という。)に従って行う中小企業者で次のいずれかの者 (1) グループ事業を実施する一の代表者 (2) グループ事業を実施するすべての者の連名 (3) グループ事業を実施するそれぞれの者	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備(関連施設を含む。以下同じ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める利率による。	20年以内	3年以内	整備資金(貸付けの相手方が貸付けの対象施設を取得、造成又は整備するのに必要な資金をいう。以下同じ。)の100分の80以内
異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業	複数の中小企業者(その行う事業の分野を異にする2以上の中小企業者を含む場合に限る。)が共同で行おうとする中小企業者等経営強化法(平成11年法律第18号)第10条第1項に規定する異分野連携新事業分野開拓に関して同項の認定を受けた事業(以下「異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業」という。)に従って行う中小企業者で、次のいずれかの者 (1) グループ事業を実施する一の代表者	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	無利子	20年以内	3年以内	整備資金の100分の90以内

	(2) グループ事業を実施するすべての者の連名 (3) グループ事業を実施するそれぞれの者					
下請振興事業計画承認グループ事業	下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号。以下「下請振興法」という。）第5条第1項に規定する特定下請組合等が同項に規定する振興事業計画であって同項の承認を受けたもの（同法第7条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「下請振興事業計画承認グループ事業」に従って行う中小企業者で、次のいずれかの者 (1) グループ事業を実施する一の代表者 (2) グループ事業を実施するすべての者の連名 (3) グループ事業を実施するそれぞれの者	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める利率による。	20年以内	3年以内	整備資金の100分の80以内
総合効率化計画認定グループ事業	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号。以下「流通業務総合効率化法」という。）第2条第2号に規定する流通業務総合効率化事業についての計画であって、同法第4条第1項の認定を受けたもの（同法第5条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に従って行う中小企業者で、次のいずれかの者 (1) グループ事業を実施する一の代表者 (2) グループ事業を実施するすべての者の連名 (3) グループ事業を実施するそれぞれの者	総合効率化計画認定グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	無利子	20年以内	3年以内	整備資金の100分の80以内
施設集約化事業	事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は合併会社若しくは出資会社	事業協同組合等が取得、造成又は整備するものであって、施設集約化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める利率によ	20年以内	3年以内	整備資金の100分の80以内

共同施設事業	特定中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であってその直接若しくは間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小事業者（法第2条第1項第1号から第5号までの各号のいずれかに該当する者をいう。）であるもの又は中小企業者である生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは生活衛生同業組合連合会をいう。）又は企業組合若しくは協業組合	特定中小企業団体等が取得、造成又は整備するものであって、共同施設事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める利率による。	20年以内	3年以内	整備資金の100分の80以内
設備リース事業	特定中小企業団体	特定中小企業団体が組合員等の生産の効率化、経営の合理化その他の改善のために組合員等を買取予約付で賃貸するために取得する設備	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める利率による。	20年以内	3年以内	整備資金の100分の80以内
企業合同事業	合併により設立された会社（以下「合併会社」という。）又は出資により設立された会社（以下「出資会社」という。）	合併会社や出資会社が取得、造成又は整備するものであって、企業合同事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める利率による。	20年以内	3年以内	整備資金の100分の80以内
集団化事業	事業協同組合若しくは協同組合連合会、事業協同組合若しくは協同組合連合会の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合	組合員等が一の団地又は主として一の建物に集合して事業を行うために整備する工場、事業場、店舗その他の施設の土地、建物、構築物又は設備	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める利率による。	20年以内	3年以内	整備資金の100分の80以内
集積区域整備事業	事業協同組合若しくは協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又はこれらの組合若しくは連合会の組合員等で	組合員等の相当部分が集積している区域において組合員等の経営の合理化を図るために整備する工場、事業場、店舗その他の施設の土地、建物、	独立行政法人中小企業基盤整備機	20年以内	3年以内	整備資金の100分の80以内

	ある中小企業者	構築物又は設備	構の定 める利 率によ る。			
--	---------	---------	-------------------------	--	--	--

別表第2 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者に対する貸付け(第3条の2第1項関係)

貸付けの対象事業	貸付けの相手方	貸付けの対象施設	貸付けの条件			
			利率(年)	償還期間(据置期間を含む)	据置期間	貸付額
地域産業創造基盤整備事業	特定会社、一般社団法人等、商工会等(以下「特定会社等」という。)	特定会社等が取得、造成、又は整備するものであって、地域産業創造基盤整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備(これに附帯する施設を含む。)	無利子	20年以内	3年以内	整備資金の100分の80以内
商店街整備等支援事業	特定会社等	商店街整備等支援事業の用に供するため特定会社等が取得、造成、又は整備する以下の施設の土地、建物、構築物又は設備(これに附帯する施設を含む。) ① 商業活性化施設(商店街等の店舗の附帯的な集客施設として適当な規模と認められるもの) ② 共同店舗(主として一の建物の内部に集合して共同利用させるための店舗) ③ 空き店舗	無利子	20年以内	3年以内	整備資金の100分の80以内
地域産業創造基盤整備活性化事業	過去に地域産業創造基盤整備活性化事業を行った特定会社等	特定会社等が取得、造成、又は整備するものであって、地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備(これに附帯する施設を含む。)	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める利率による。	20年以内	3年以内	整備資金の100分の80以内
商店街整備等活性化支援事業	過去に商店街整備等支援事業を行った特定会社等	商店街整備等支援事業の用に供するため特定会社等が取得、造成、又は整備する以下の施設の土地、建物、構築物又は設備(これに附帯する施設を含む。)	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める利	20年以内	3年以内	整備資金の100分の80以内

	む。) <ul style="list-style-type: none"> ① 商業活性化施設（商店街等の店舗の附帯的な集客施設として適当な規模と認められるもの） ② 共同店舗（主として一の建物の内部に集合して共同利用させるための店舗） ③ 空き店舗 	率による。			
--	---	-------	--	--	--

別表第3 普通貸付以外の場合の対象となる事業及び貸付けの条件(第3条の2第3項関係)

貸付けの種類	対象となる事業	貸付けの条件			
		利率 (年)	償還期間 (据置期間を含む)	据置期間	貸付額
小規模事業者貸付	集団化事業、集積区域整備事業	別表第1と同じ			整備資金の100分の90以内
広域貸付	共同施設事業、設備リース事業 企業合同事業、集団化事業	別表第1と同じ			整備資金の100分の80以内。ただし集団化事業にあっては、小規模事業者貸付の要件に適合する場合は整備資金の100分の90以内
施設再整備貸付		別表第1と同じ			整備資金の100分の80以内。ただし集団化事業及び集積区域整備事業にあって小規模事業者貸付の要件に適合する場合及び異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業に係る貸付けについては整備資金の100分の90以内
(1) 第3条第1項第3号アに該当する場合	経営革新計画承認グループ事業、異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業、下請振興事業計画承認グループ事業、総合効率化計画認定グループ事業、施設集約化事業、共同施設事業、設備リース事業、企業合同事業、集団化事業、集積区域整備事業				
(2) 第3条第1項第3号イに該当する場合	集団化事業				
災害復旧貸付	経営革新計画承認グループ事業、異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業、下請振興事業計画承認グループ事業、総合効率化計画認定グループ事業、施設集約化事業、共同施設事業、設備リース事業、企業合同事業、集団化事業、集積区域整備事業、地域産業創造基盤整備事業、商店街整備等支援事業、地域産業	無利子	別表第1及び第2と同じ		整備資金の100分の90以内

	創造基盤整備活性化事業、商店街整備等活性化支援事業			
緊急健康被害等防止貸付	経営革新計画承認グループ事業、異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業、下請振興事業計画承認グループ事業、総合効率化計画認定グループ事業、施設集約化事業、共同施設事業、設備リース事業、企業合同事業、集団化事業、集積区域整備事業、地域産業創造基盤整備事業、商店街整備等支援事業、地域産業創造基盤整備活性化事業、商店街整備等活性化支援事業	無利子	別表第1及び第2と同じ	整備資金の100分の90以内

別表第4 無利子貸付の特例(第3条の2第4項関係)

要件	対象となる事業
右の対象となる事業のうち、当該事業を実施する事業協同組合、事業協同組合連合会、事業協同小組合若しくは協業組合の組合員等、合併会社の合併者又は出資会社の出資者の3分の2以上が、製造業若しくは情報サービス業のいずれか一の業種又は相互に関連性の高い製造業及び情報サービス業を行うものである場合	施設集約化事業
右の対象となる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設に係る貸付け	共同施設事業、集団化事業
右の対象となる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の整備に係る貸付け	集団化事業、集積区域整備事業
右の対象となる事業のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る事業に係る貸付け	経営革新計画承認グループ事業、異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業、下請振興事業計画承認グループ事業、総合効率化計画認定グループ事業、施設集約化事業、共同施設事業、集団化事業、集積区域整備事業
右の対象となる事業のうち、中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号。以下「小売振興法」という。)第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業に係る貸付け	共同施設事業、集積区域整備事業
右の対象となる事業のうち、小売振興法第4条第2項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施する事業に係る貸付け	集団化事業
右の対象となる事業のうち、小売振興法第4条第3項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施する事業に係る貸付け	施設集約化事業
右の対象となる事業のうち、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)第5条第2項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る貸付け	施設集約化事業、共同施設事業、集団化事業、集積区域整備事業
右の対象となる事業のうち、流通業務総合効率化法第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る貸付け	総合効率化計画認定グループ事業、施設集約化事業(特定中小企業団体が行う事業に限る)

	共同施設事業、企業合同事業、集団化事業、集積区域整備事業
右の対象となる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。)第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第11項に規定する特定事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は中心市街地活性化法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施する事業に係る貸付け	共同施設事業、集団化事業
右の対象となる事業のうち、中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画、又は中心市街地活性化法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施する事業に係る貸付け	施設集約化事業、共同施設事業(特定中小企業団体が行う事業に限る)、集団化事業、集積区域整備事業
右の対象となる事業のうち、中小企業等経営強化法第9条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る貸付け	経営革新計画承認グループ事業、施設集約化事業、共同施設事業、設備リース事業、企業合同事業、集団化事業
右の対象となる事業のうち、下請振興法第7条第2項に規定する承認計画に基づき実施する事業に係る貸付けであって、当該事業に参加する事業者のうち70%以上が承認計画に記載された中小企業者であるもの	下請振興事業計画承認グループ事業、総合効率化計画認定グループ事業、施設集約化事業、共同施設事業、設備リース事業、集団化事業
右の対象となる事業のうち、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成21年法律第80号)第5条第3項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付け	施設集約化事業、共同施設事業、設備リース事業、集団化事業、集積区域事業
右の対象となる事業のうち、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)第7条第3項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け	施設集約化事業、共同施設事業、設備リース事業、集団化事業、集積区域整備事業

別記第8号様式の様式を次のように改める。
別記第8号様式(第13条関係)

中小企業高度化資金貸借契約書

熊本県(以下「甲」という。)は、(以下「乙」という。)
に対して証書貸付けの方法で、年 月 日下記条項により金員を貸与し、乙
はこれを受領して借用した。

記

第1条 甲は、次の各号に掲げる事項により、中小企業高度化資金として金員を乙に貸与するものとする。

- (1) 金額 金 円
- (2) 用途 資金貸付金
- (3) 償還方法 この貸付金は、貸付後 年据置きとし、以後次のとおり償還するものとする。
年 月から 年 月まで毎年 月 日に金 円(ただし最終回は、金 円)あて 回に分割償還する。

- (4) 利息及び利息の支払方法 利息は年 パーセントとする。ただし、1年未満の期間については日割計算によるものとする。
前記利息の額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
利息の支払方法は、年 月 日を第1回とし、以後毎年 月 日に前1年分を後払いするものとする。

- (5) 違約金 乙が償還期限までに所定の金額を償還しないときは、甲は償還期限の翌日から償還完了の日まで延滞した元金につき年10.75パーセントの割合の違約金を請求することができる。
前記違約金の額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前記第1号の貸付金額算出の基礎は、別紙のとおりとする。
- 3 甲が乙に対して貸し付ける割合は、甲が査定した金額(以下「査定額」という。)の100分の に対し、乙が査定額を下回って貸付対象施設を設置したときは、査定額と設置額との差額の100分の は直ちに甲に返還しなければならない。ただし、返還額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

4 前項の規定により返還した後の残額の償還方法については、契約を更改するものとする。
第2条 乙は、本契約による債務履行確保のため、貸付対象施設を甲の承認なく譲渡若しくは貸与し、又は担保に供してはならないものとし、貸付対象施設及び甲の指定する資産に本契約の債務の担保として抵当権を設定するものとする。

第3条 甲は、必要と認めるときはいつでも乙の書類、帳簿、財産又は事業の状態について検査することができる。

第4条 乙は、毎決算期の事業報告書、財務諸表及び利用状況報告書を甲に提出しなければならない。

第5条 乙は、貸付対象施設及び事業経営について重大な事故を生じたときは直ちに甲に報告しなければならない。

第6条 本契約書の作成及び登録に要する費用その他本契約に関する一切の費用は、乙が負担するものとする。

第7条 保証人は、本契約から生ずる一切の債務について乙と連帯して債務を支払うものとする。

第8条 乙が本契約に違反したときは、甲は乙に対して償還期限のいかんにかかわらず貸付金の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 前項の場合において、当該返還金に対する利息については、甲は第1条第1項 第4号の規定にかかわらず直ちに納入を請求することができる。

3 第1項の場合において、当該返還金を甲が指定した期限までに乙が納入しないときは第1条第1項第5号の規定により算出した違約金を徴収する。

第9条 乙及び保証人は、本債務を履行しないときは直ちに強制執行に服する旨陳述した。

第10条 本契約に特別の規定がないものについては、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)及び熊本県中小企業高度化資金貸付要項(平成2年熊本県告示第816号)によるほか、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

年 月 日

甲(債権者) 熊本県
代表者 熊本県知事

乙(債務者)

保証人

保証人

別紙

貸付対象施設名	数量	取得価格	県査定額	貸付額
土地		千円	千円	千円
建物				
設備				
構築物				
その他				
合計				

別記第10号様式の様式を次のように改める。

別記第10号様式(第17条関係)

中小企業高度化資金繰上償還承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

名 称
代表者名
所在地
電話番号

年度において貸付金の交付を受けた中小企業高度化資金の全額(一部)を繰上償還したいので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第17条第9項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

- 1 繰上償還希望額(借入が複数の場合は、借入1件ごとに記入) 円
- 2 償還希望時期 年 月 頃を希望
- 3 繰上償還を希望する理由

- 4 繰上償還金の原資
 - (1) 自己資金 円
 - (2) 金融機関からの調達 円
 - (3) その他 円

- 5 組合の状況
 - (1) 高度化事業目的の達成内容
(集団化効果、立地改善効果、共同化効果など具体的に記入)
 - (2) 組合の運営状況
(組合の共同事業の実施状況など具体的に記入)
 - (3) 今後の運営形態・方針等

- 6 一部繰上償還の場合、組合運営・償還・債権管理に対して取った対策などを記入

(添付書類)

- 1 総会又は理事会の議事録の写し
- 2 繰上償還に係る貸付対象施設の図面
- 3 その他

別記第15号様式から別記第24号様式を次のように改める。
別記第15号様式(第23条関係)

中小企業高度化事業実施期間延長承認申請書

年 月 日

熊本県知事

様

名称
代表者名
所在地
電話番号

当組合(社)が実施中の高度化事業計画について、事業実施期間を下記のとおり延長したので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第23条第1項第1号の規定に基づき申請します。

- 1 延長する期間 年間(記 年度から 年度まで)
- 2 延長する理由

(添付書類)

- 1 総会又は理事会の議事録の写し
- 2 その他

(注) 不要の文字は消去してください。

別記第16号様式(第23条関係)

中小企業高度化事業計画変更(中止)承認申請書

年 月 日

熊本県知事

様

名称
代表者名
所在地
電話番号

当組合(社)が実施中の高度化事業計画について、下記のとおり内容を変更(中止)したいので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第23条第1項第2号の規定に基づき申請します。

記

1 計画変更の内容及びその理由(中止の理由)

(添付書類)

- 1 総会又は理事会の議事録の写し
- 2 その他

(注) 不要の文字は消去してください。

別記第17号様式(第23条関係)
中小企業高度化資金貸付対象施設改造承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

名称
代表者名
所在地
電話番号

年度において貸付を受けた熊本県中小企業高度化資金に係る貸付対象施設について、下記のとおり改造したいので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第23条第1項第3号の規定により、申請します。

記

改造する組合員の名前	
改造する施設	
改造する理由	
改造の概要及び構造・面積	
改造に要する金額	円
資金調達の方法	
着工・竣工の予定	年 月 日

(添付書類)

- 1 改造の内容に関する資料(図面・見積書等)
- 2 総会又は理事会の議事録の写し

別記第18号様式(第23条関係)

中小企業高度化資金貸付対象施設使途変更承認申請書

年 月 日

熊本県知事

様

名称
代表者名
所在地
電話番号

年度において貸付金の交付を受けた中小企業高度化資金に係る貸付対象施設の使途について、下記のとおり変更したいので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第23条第1項第4号の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 使途変更しようとする貸付対象施設の名称、数量及び変更後の使途

2 使途変更の理由

(添付書類)

- 1 総会又は理事会の議事録の写し
- 2 使途を変更する貸付対象施設の図面
- 3 その他

別記第19号様式(第23条関係)
中小企業高度化資金貸付対象施設貸貸(交換、譲渡)承認申請書
年 月 日

熊本県知事 様

名称
代表者名
所在地
電話番号

年度において貸付金の交付を受けた中小企業高度化資金に係る貸付対象施設について、下記のとおり貸貸(交換、譲渡)したいので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第23条第1項第5号の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

- 記
- 1 貸貸(交換、譲渡)しようとする貸付対象施設の名称及び数量
 - 2 貸貸(交換、譲渡)予定の相手方の住所・氏名
 - 3 貸貸(交換、譲渡)予定価格
 - 4 貸貸(交換、譲渡)しようとする理由

(添付書類)

- 1 総会又は理事会の議事録の写し
- 2 貸貸(交換、譲渡)しようとする貸付対象施設の図面
- 3 その他

(注) 不要の文字は消去してください。

別記第20号様式(第23条関係)

中小企業高度化資金貸付に係る担保物の譲渡等承認申請書

年 月 日

熊本県知事

様

名称
代表者名
所在地
電話番号

年度において貸付金の交付を受けた中小企業高度化資金に係る担保物について、下記のとおり譲渡(貸し付け、他の債権者への担保提供、形状の変更)をする必要がありますので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第23条第1項第6号の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

1 譲渡(貸し付け、他の債権者への担保提供、形状の変更)しようとする担保物の名称及び数量

2 譲渡(貸し付け、他の債権者への担保提供、形状の変更)する理由

(添付書類)

- 1 総会又は理事会の議事録の写し
- 2 担保物の登記事項証明書
- 3 担保物の所在及び概要を示す図面
- 4 その他

(注) 不要の文字は消去してください。

別記第21号様式(第23条関係)

組合員等加入承認申請書

年 月 日

熊本県知事

様

名称
代表者名
所在地
電話番号

当組合に下記のを加入させたいので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第23条第1項第7号の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 加入の理由

2 新しく加入する組合員等の概要

会社名又は店名			
代表者名		取扱い業種	
資本金	円	従業員数	人
使用面積	m2	加入予定日	平成 年 月 日

3 この組合員等加入後の組合員数()、テナント数()

(添付書類)

- 1 総会又は理事会の議事録の写し
- 2 新しい組合員等の法人登記事項証明書(法人でない場合は代表者の住民票)
- 3 新しい組合員等の定款・株主名簿(法人の場合)
- 4 新しい組合員等の過去3ヶ年分の決算書(法人でない場合は確定申告書又は青色申告書の写し)
- 5 新しい組合員等の位置を記載した図面
- 6 その他

別記第22号様式(第23条関係)
組織又は出資者に関する変更承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住所
組合名
代表者名
電話番号

当組合(当組合の組合員)の組織(出資者)を下記のとおり変更したいので、熊本
県中小企業高度化資金貸付要項第23条第1項第 号の規定に基づき関係書類を添えて申請
します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

(添付書類)

(注) 不要の文字は消去してください。

別記第23号様式(第24条関係)

氏名等変更届

年 月 日

熊本県知事

様

住所
組合名
代表者名
電話番号

このことについて、下記のとおり氏名等の変更が生じたので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第24条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 変更内容

	新	旧
氏名又は名称		
住所		
法人の代表者		

(添付書類)

- 1 法人登記簿謄本
- 2 組織変更を伴う場合
 - (1) 株主総会等の議事録
 - (2) 組織変更後の定款
 - (3) 組織変更後の株主又は出資者の名簿
 - (4) 組織変更後の役員名簿

別記第24号様式(第24条関係)
中小企業高度化事業変更等届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所
組合名
代表者名
電話番号

年度において貸付金の交付を受けた中小企業高度化資金に係る事業について、下記のとおり変更が生じたので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第24条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

(添付書類)

別記第25号様式及び別記第26号様式を削る。

附 則

この要項は、告示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

公 告

熊本県公告第576号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により嘉島町から熊本都市計画地区計画（下仲間・上仲間地区計画）の變更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成30年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第577号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を行ったので同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。
平成30年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 処分をした年月日
平成30年9月18日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号
有限会社谷口砂利店
玉名市大倉1456番地の1
代表取締役 木村玲子
熊本県知事許可（般-27）第16937号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業の営業の全部
(2) 期間
平成30年10月2日から平成30年10月4日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実
有限会社谷口砂利店の役員は、玉名簡易裁判所において平成30年3月1日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反（焼却禁止）により罰金20万円の略式命令を受け、同年3月17日にその刑が確定した。
このことが建設業法第28条第1項第3号に該当する。

熊本県公告第578号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
小山 一樹	宇城市松橋町南豊崎	宇城市松橋町南豊崎字古川229番
井本 将紀	宇城市小川町北新田	宇城市小川町北小野字大坪1031番
原田 豊房	上益城郡山都町高月	上益城郡山都町高月字西尾迫222番
農事組合法人高月	上益城郡山都町高月	上益城郡山都町高月字東尾迫71番ほか30筆
農事組合法人碧水	阿蘇市蔵原	阿蘇市小倉字塔ノ本134番1ほか2筆
株式会社吉村ファーム	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町新田字江上600番1
農事組合法人野津南	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字北法道896番ほか2筆
農事組合法人アグ	八代郡氷川町島地	八代郡氷川町鹿島字南割1771番1ほ

リ鹿島		か5筆
内山 幸一	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字一武字万吉原2823番48
村田 輝幸	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字向田4301番8
中村 直樹	球磨郡錦町木上北	球磨郡錦町大字木上西字知敷原2番27ほか2筆
酒井 裕則	球磨郡錦町木上北	球磨郡錦町大字木上北字平岩173番ほか2筆
犬童 泰輔	球磨郡山江村山田丙	球磨郡山江村大字山田丙字山刀矢2157番1ほか3筆

2 認可年月日
平成30年9月21日

熊本県公告第579号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
西川 完二郎	荒尾市川登	荒尾市川登字中牟田1097番1ほか1筆 〔一時利用地 荒尾市川登字中牟田1番7〕
木下 照男	荒尾市樺	荒尾市川登字中牟田1046番2ほか1筆 〔一時利用地 荒尾市川登字中牟田2番12〕
内田 浩明	荒尾市府本	荒尾市川登字中牟田1091番ほか3筆 〔一時利用地 荒尾市川登字井手口2番3〕
農事組合法人やま うち夢の郷	山鹿市鹿央町中浦	山鹿市鹿央町梅木谷字古閑236番1ほか71筆
農事組合法人やま うち夢の郷	山鹿市鹿央町中浦	山鹿市鹿央町梅木谷字所尾180番ほか2筆

2 認可年月日
平成30年9月21日

熊本県公告第580号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
嶋村 博	熊本市東区画図町所島	熊本市東区画図町大字所島字寺田443番ほか7筆
小崎 守充	熊本市西区河内町白浜	熊本市西区河内町白浜字北丸尾1797番ほか1筆
有限会社グリーン ズ白石	熊本市南区孫代町	熊本市南区孫代町字中道念457番ほか5筆

橋本 博康	熊本市南区孫代町	熊本市南区孫代町字上道念439番
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字中ノ瀬332番
農事組合法人うめどう	熊本市西区小島	熊本市西区西松尾町字浜成4644番1ほか1筆 (一時利用地 熊本市西区西松尾町字浜成109番6)
小島 一善	熊本市西区西松尾町	熊本市西区西松尾町字中塘添5071番1ほか5筆

2 認可年月日
平成30年9月21日

熊本県公告第581号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社マルサ農産	菊池郡大津町岩坂	菊池郡大津町大字岩坂字葉柳324番1ほか11筆

2 認可年月日
平成30年9月21日

熊本県公告第582号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
竹下 大史	宇土市野鶴町	宇土市神合町字栗崎下50番1ほか1筆

2 認可年月日
平成30年9月21日

熊本県公告第583号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量(MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測)	平成30年 9月12日から 平成31年 3月22日まで	熊本市内全域

熊本県公告第584号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営和水平西部地区（小田換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成30年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成30年10月1日から
平成30年10月29日まで
- 2 縦覧の場所 和水町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営和水東部地区（有山換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成30年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成30年10月1日から
平成30年10月29日まで
- 2 縦覧の場所 和水町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第586号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字曲手字東原388番3の一部
380.37平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字原水1148番地9 フォーシーズンIIA201号
坂田 洋明

熊本県公告第587号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字久保田字中岡899番1
498.81平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区龍田陳内四丁目22番15号ディアコートフローラル陳内201
坂本 裕仁

熊本県公告第588号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字黒石屋敷2611番6の一部、同字東原2840番2、同2841番1、
同2841番2、同2842番1及び里道の一部
2,118.29平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

山鹿市鍋田178番地1
株式会社 Lib Work

登載依頼

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成30年度第1回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成30年9月28日

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成30年10月10日（水）午後2時から午後3時まで
- 2 開催場所
熊本県鹿本総合庁舎3階 大会議室（山鹿市山鹿1026-3）
- 3 議題
（1）会長・副会長の選出について
（2）救急告示医療機関の更新審査について
（3）第7次鹿本地域保健医療計画（救急医療、災害医療）について
（4）感染症患者等の移送に関する消防機関との協定について
（5）地域における災害医療提供体制の強化について
（6）その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（2）傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
山鹿市山鹿465-2
熊本県鹿本地域保健医療推進協議会事務局（熊本県山鹿保健所総務福祉課内）
（電話0968-48-1202）

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会公告第1号

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。

平成30年9月28日

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
保健福祉推進部会 部会長 小川 全夫

- 1 開催日時
平成30年10月5日（金）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 議題等（予定）
（1）議題
第7期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の平成29年度取組実績及び平成30年度の取組状況について
（2）その他
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
（1）会議の傍聴の受付は、午後2時30分から午後3時まで会議の会場前において行い、部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（2）傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局（熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課企画班）（電話：096-333-2215）

熊本県観光審議会公告第2号

平成30年度第2回熊本県観光審議会の会議を次のとおり開催する。
平成30年9月28日

熊本県観光審議会长

- 1 日時
平成30年10月4日（木）午前10時から
- 2 場所
ホテル熊本テルサ たい樹（熊本市中央区水前寺公園28の51）
- 3 議題
(1) 2019年に向けた取組みについて
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、傍聴することができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県観光審議会事務局（熊本県商工観光労働部観光経済交流局観光物産課内）
（電話096-333-2332）

熊本県肝炎対策協議会公告第1号

熊本県肝炎対策協議会を、次のとおり開催する。
なお、当該協議会の傍聴手続は、次のとおり。
平成30年9月28日

熊本県肝炎対策協議会 会長 佐々木 裕

- 1 開催日時
平成30年10月4日（木）
午後7時から午後8時30分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館2階 職員研修室
- 3 議題
(1) 熊本県の肝炎対策の取組み（第一次熊本県肝炎対策中期計画）について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、協議会の開催予定時刻までに、当該協議会の会場において、協議会の許可を得た上で、協議会の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、協議会を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康危機管理課感染症・新型インフルエンザ対策班
（電話096-333-2783）

熊本県教育委員会公告第18号

熊本県立教育センター協議会を次のとおり開催する。
平成30年9月28日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

- 1 開催日時
平成30年9月28日（金）
午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本県山鹿市小原
熊本県立教育センター 第1研修室
- 3 議題
(1) 平成30年度事業の取組説明
(2) 協議
各研修等において、教員等が資質・能力を向上させるために、教育センターが目指す方向性と具体的な取組について
～「熊本県教員等の資質向上に関する指標」等の観点も踏まえた、効果的な研修

のあり方とは～

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開会予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本県山鹿市小原

熊本県立教育センター総務課

(電話0968-44-6611)